

家事調停手続におけるウェブ会議の実施件数（各月版）

| | 婚姻関係事件 | 子の監護事件 | 遺産分割事件 | その他 | 合計 |
|---------|--------|--------|--------|-----|-----|
| 令和3年12月 | 19 | 5 | 4 | 1 | 29 |
| 令和4年1月 | 40 | 12 | 5 | 3 | 60 |
| 2月 | 67 | 16 | 6 | 4 | 93 |
| 3月 | 93 | 24 | 19 | 6 | 142 |
| 合計 | 219 | 57 | 34 | 14 | 324 |

(令和4年4月19日時点で報告された件数（速報値）)

【補足説明】

- 各事件類型の具体的範囲は、次のとおり。
 - ・「婚姻関係事件」とは、夫婦同居及び協力扶助(令和4年2月分までは「その他」として集計)、婚姻費用分担(生活費又は婚姻中の養育費を含む)、夫婦関係調整、離婚などのほか、婚姻中の夫婦間の紛争一切である。
 - ・「子の監護事件」とは、家事事件手続法別表第二の3項に掲げる事項のうち、子の養育費請求、面会交流、子の引渡し、監護者の指定事件及び同法別表第二の10項に掲げる事項のうち、未成年者の扶養料の請求(令和4年2月分までは「その他」として集計)事件である。
 - ・「遺産分割事件」とは、家事事件手続法別表第二の12項に掲げる遺産の分割に関する事件である。
 - ・「その他」は上記の各事件以外の事件を対象とする。
- 同一当事者(いずれか1名が同一の場合を含む)間の複数の事件が同一の期日で実施された場合は、最初に申し立てられた事件に係る事件類型をカウントしている。
- 同一当事者につき、期日を異にする複数回のウェブ会議が実施された場合は、それぞれの期日をカウントしている(延べ数)。